

(実践報告ノート)

大学の地域社会へのアウトリーチとしての実践活動 日本語指導が必要な児童¹に対する放課後日本語学習支援の取り組み

和田 綾子

1. はじめに

本実践報告では、芦屋市教育委員会との連携協定に基づき実施している地域の公立小学校に在籍する日本語指導が必要な児童に対する放課後日本語学習支援の取り組みについて報告する。

2. 実践の背景

文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」(令和4年10月)²によると、令和3年5月1日現在、公立学校における日本語指導が必要な児童生徒(日本国籍含む)は58,307人で、約10年間で1.8倍に増えている。しかし、このうち約1割程度が日本語指導等の特別な指導を受けることができていないという調査結果が出ている。

兵庫県の公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数は文部科学省の同調査によると1,615人で、全国11番目の多さであるが、甲南女子大学が隣接する芦屋市は、外国人人口の総人口比は、1.69%で阪神地域では2番目に高く、市内の公立小・中学校に在籍する「外国人児童生徒数」も近年増加傾向にある。「日本語指導を必要とする児童生徒数」は2021年度には53人となり、急増しているという。このような状況を踏まえ芦屋市教育委員会・芦屋市帰国・外国人児童生徒支援連絡協議会は「芦屋市外国人児童生徒等に関わる教育指針」(平成29年3月 令和4年3月一部改訂)³として、次の7項目を挙げている。

¹ 「外国ルーツの児童」「外国人児童等」「日本語非母語児童」など、様々な呼称があるが、日本国籍であっても日本語が母語ではない場合や、どの言語も母語として年齢相応の習得がなされていない場合もあるため、本稿では「日本語指導が必要な児童」という呼称を使用する。この場合の「日本語指導が必要な児童」とは、日本語で日常会話が十分できない児童だけでなく、日本語で日常会話が十分にできても学年相当の学習言語が不足し学習活動に支障が生じている児童も含む。

² 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査結果について」令和4年10月 https://www.mext.go.jp/content/20221017-mxt_kyokoku-000025305_02.pdf
2023年2月3日閲覧確認

³ 芦屋市教育委員会 芦屋市帰国・外国人児童生徒支援連絡協議会「芦屋市外国人児童生徒等にかかわる教育指針」平成29年3月(令和4年3月一部改訂)
<https://www.city.ashiya.lg.jp/gakkoukyouiku/documents/gaikokujinkyoushishin.pdf>
2023年2月3日閲覧確認

- (1) 外国人児童生徒等の教育を受ける権利を保障します。
- (2) 外国人児童生徒等の日本語習得を支援するとともに、学ぶ意欲を持ち続ける子どもの育成を図ります。
- (3) 多様な文化・習慣・価値観等を持つ外国人児童生徒等が、自己につながる国・民族・文化に対する自覚と誇りを持ち、自らのアイデンティティを確立できるように、母語や母文化が尊重される取組に努めます。
- (4) 外国人児童生徒等が将来への展望をもち、自己実現を図るため、自ら進路を切り拓いていける力を育みます。
- (5) 教育関係者及び指導員等が多文化共生教育について理解・認識を深め、すべての学校園で多文化共生に関わる教育を推進します。
- (6) 教育に関わる関係者の多文化共生教育に対する理解を深めるための研修の充実を図ります。
- (7) 多文化共生社会の構築に向けて、NPO や市民組と協働し、保護者・地域への啓発と連携の充実に努めます。

この指針に基づき、初期日本語指導教室の実施および市内各小学校への支援員、母語支援員の派遣など、日本語習得を支援し、外国人児童生徒等の教育を受ける権利を保障するための、取り組みがなされているが、マンパワーの不足が大きな課題である。

日本語指導が必要な児童の教育体制の整備の遅れの原因については「多様化」と「集住と散在」、「人材不足」が挙げられるが、芦屋市においては、先述したように市の外国人人口の総人口比は阪神地域で 2 番目に高く、見かけ上は「散在地域」とは言えない。しかし、南北に細長く、高低差も大きい地形のため、例えば、センター校方式のように市内の特定の学校に日本語教室を設置し、小学生（特に低・中学年児童）を通級させるということも難しく、市内それぞれの学校に在籍するすべての日本語指導を必要とする児童生徒に支援の機会を提供することに課題を抱えている。

一方、甲南女子大学日本語教員養成プログラムのカリキュラムには、必修科目の「日本語教育実習」以外は、教育実践の場が乏しいという課題があった。そして、同プログラム履修者の中には、学校教員をめざす学生がいるにも関わらず、日本語指導が必要な児童生徒が増加している現場の状況を知らないまま、教職課程を修了させることへの問題意識もあった。

加えて、学校教育現場、教員を採用する教育委員会においても、教員採用に際し、日本語指導の知識を持つ者を確保しようとする動きが見られる。例えば神戸市立学校園教員採用候補者選考試験においては、「日本語指導能力を有する者又は有する見

込みの者」へは、第2次選考の合計点に3点の加点がある⁴。また、兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験においては、「日本語指導の資格所有者」には、第1次選考試験において10点の加点があり⁵、令和6年度からは、増加傾向にある外国人児童生徒等への日本語指導を担う人材の確保を図るため、加点が20点に引き上げられることとなっている⁶。

これらのことを踏まえると、日本語指導の知識を持ち、日本語指導が必要な児童生徒への支援・教育の実践の経験があることは、採用試験を受けようとする学生および学校教育現場双方にとって重要かつ必須の取り組みであると言えるだろう。

そこで、学生にとっては、大学の学びを大学の外へアウトリーチし、地域社会の児童生徒教育を支えるとともに、自分自身の経験値・経験知を上げ、未来への実践力を培う活動として、芦屋市教育委員会においては、外国人児童生徒等への支援の充実を図るために、2021年9月に「日本語指導に係るボランティア指導補助員派遣事業に関する連携協定書」を締結するに至った。

3. 実践の概要

筆者と筆者のゼミ生のうち日本語教育を学ぶ日本語日本文化学科学生および卒業生による放課後日本語学習支援の取り組みは、2019年に芦屋市教育委員会の依頼により始まった。当初は、市内の2つの小学校に在籍中の日本語指導が必要な児童3名の放課後学習支援、および音楽会や修学旅行など特に重要な学校から保護者への文書のリライトなどに取り組み、2020年には非常事態宣言中の学習支援、夏休みの宿題支援等を個別の支援として行った。そして、彼ら3名の卒業、転校を受けて、2021年からは、校内に「こくさいルーム」を設置し、日本語教師による日本語教室および放課後に宿題を中心とした支援の時間を設けている市内の別の小学校に活動場所を移した（連携協定書は「こくさいルーム」での支援に入ることをきっかけ2021年9月に締結した）。連携協定締結時には、すでに「こくさいルーム」で活動していた学生は7名おり、その7名を日本語指導に係るボランティア指導補助員（以下、指導補助学生とする）として登録し、引き続き派遣することになった。

⁴ 令和5年度（令和4年度実施）神戸市立学校園教員採用候補者選考試験実施要項

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/39130/r5jissiyokou.pdf>

2023年2月3日閲覧確認

⁵ 令和5年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項

<https://www.hyogo-c.ed.jp/~kyoshokuin-bo/R5youkou.pdf>

2023年2月3日閲覧確認

⁶ 令和6年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験の主な変更点について

<https://www.hyogo-c.ed.jp/~kyoshokuin-bo/R6kyousaihennkoutenn.pdf>

2023年2月3日閲覧確認

4. 連携協定締結の目的

協定締結の目的は、甲南女子大学日本語教員養成プログラムを履修中の、日本語教師または教職を志望する学生が、教育現場における教員の指導の様子を観察したり、日本語指導が必要な児童生徒への教育支援活動を補助する役割を体験したりすることにより、日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語支援への理解を深め、専門性を高めることであり、芦屋市立学校園側にとっては、日本語指導が必要な児童生徒の学校での学習言語習得と教科学習の支援を充実させるためである。活動内容は、日本語指導が必要な児童生徒の教科学習・家庭学習のサポートをすることとし、詳細については指導補助学生受け入れ校と派遣担当教員である筆者が協議のうえ決定することとした。

5. 連携協定に基づく指導補助学生派遣にあたっての手続き

実際に派遣するまで、そして派遣中の手続きは以下のとおりである。

- (1) 派遣されることを希望する学生は、派遣担当教員に申し出て、面接を受け、合格したのち、ガイダンスを受講したものが行うものとする。
- (2) 派遣担当教員は、支援グループ参加者リストと誓約書を教育委員会に提出する。
- (3) 派遣された学生は、受け入れ校で活動し、活動後は毎回「支援報告書」に支援の記録をまとめ、Slackで提出する。
- (4) 「支援報告書」に基づき、15回以上支援活動に従事した者には「修了証」が芦屋市教育委員から発行される。発行については、派遣担当教員が「支援報告書」を取りまとめ、年度末に芦屋市教育委員会に申請する。

派遣される指導補助学生と児童の組み合わせが固定化されるのが、指導上望ましいが、双方のスケジュールがそれを許さないため、Slackで報告書を共有することによって、指導補助学生同士の引継ぎおよび派遣担当教員と学生間の連絡を密にすることを意図した。

6. 派遣前のガイダンスにおける指導について

派遣候補の学生へのガイダンスにおいては、日本語支援の意義、学習指導上の留意点、報告・連絡・相談体制等について説明し、守秘義務についても特に重点的に説明することとしている。

6.1. 日本語支援の意義のガイダンス

日本語支援の意義については、まず、心構えとして、「学生だから」「ボランティ

アだから」と思わず、目の前にいる児童の「先生」として、日本語支援、学習・生活支援を行うことを前提に、児童にとって「日本語」の位置づけ（第二言語なのか、母語なのか、学習言語能力、言語生活上の日本語の位置づけ）を観察し、見極めること、日常的に「話せていること」は、教科学習上の言語障壁がないことを意味しないこと、そして児童の宗教や習慣、文化的価値観を大切にすることの重要性などについて説明する。日本語教員養成プログラムの科目の中に、国内の日本語指導が必要な児童生徒についての学習も組み込んであるため、派遣候補の学生は、基本的な知識は学んでおり、日本語指導が必要な児童生徒の概要やその指導体制、第二言語習得における母語保持や母文化保持の重要性などについても既習事項である。したがって、ガイダンス時には、実践に向けての再確認ということになる。

また、日本語教育は「日本語を教えること」のみがその仕事の範囲ではないことも伝える。日本語以外の言語を母語または、家庭内使用言語として持っている児童に対して、指導補助学生は直接的に母語保持支援はできないが、その児童のルーツの地域の文化について、興味を示したりするなど、日本語・日本以外の言語・文化を排除しない態度を示すことの重要性も強調する。

6.2. 学習指導上の留意点のガイダンス

学習指導上のガイダンスは、具体的な手順として、児童が次の日の持ち物、宿題などを書いている連絡帳の確認をすることから始めるよう指示する。連絡帳の確認は、保護者が日本語母語話者ではない場合、重要な連絡（次の日の特別な持ち物など）について、メモを加えるなどの方法でわかりやすく補足をする必要があるという意味でも重要である。また、音読など、簡単な宿題のようであっても、保護者が日本語母語話者ではない場合、家庭で取り組みにくい宿題もあるため、こくさいルームで取り組む宿題と家庭でできる宿題を判断し、優先順位をつけ、その日、何から取り組むべきかを判断することなども説明する。そして、留意点としては、次の 9 点を確認する。

- (1) 常に指導の目的を明らかにしておく。
- (2) 確かなことを教えるための準備をしっかりとる（多く調べて少なく教える）。
- (3) 児童の既習の知識や体験を活用し、積み重ねを意識する。
- (4) 児童が自発的に学習するよう、教材や教具を準備し、活動も工夫する。
- (5) 上達や学習効果はすぐに表れるわけではない。小学校、中学校、その先までを見据えて、その児童に必要な時間と機会を設ける気持ちを持つ。
- (6) 児童の理解度、習得度を多角的に評価し、今後のステップを絶えず検討する。
- (7) 毎授業終了時に次回は何をするのかを予告し、興味を持たせるようにする。

- (8) 何が起きても支援員は落ち着いて対応する。言葉遣いに気を配り、児童の日本語習熟度に合わせた「やさしい日本語」を心がける。
- (9) 板書等は統一した文字で書く。書き順も間違いがないようにする（「ふ」「さ」「そ」など特に気を付ける）。

6.3. 守秘義務についてのガイダンス

守秘義務については、連携協定においては、指導補助学生は「誓約書」を教育委員会に提出し、活動中に知り得た児童生徒の情報について、漏らさないことを誓約するが、ガイダンスの中でも、支援をとおして知ったすべての情報は個人情報であり、秘密事項であること、支援中はもちろん、支援終了後も漏らしてはならないこと等を厳しく指導する。また、児童と私的に会うこと、連絡を取ることもしないように指導する。

7. 支援活動中の体制について

先述したように、派遣される学生と担当児童が固定化されるのが望ましいが、双方のスケジュールがそれを許さないため、Slack で報告書を共有することによって、引継ぎを密にすることが重要である。これは、児童との信頼関係構築と学習効果にも関わるため重要であることをガイダンスでも説明する。

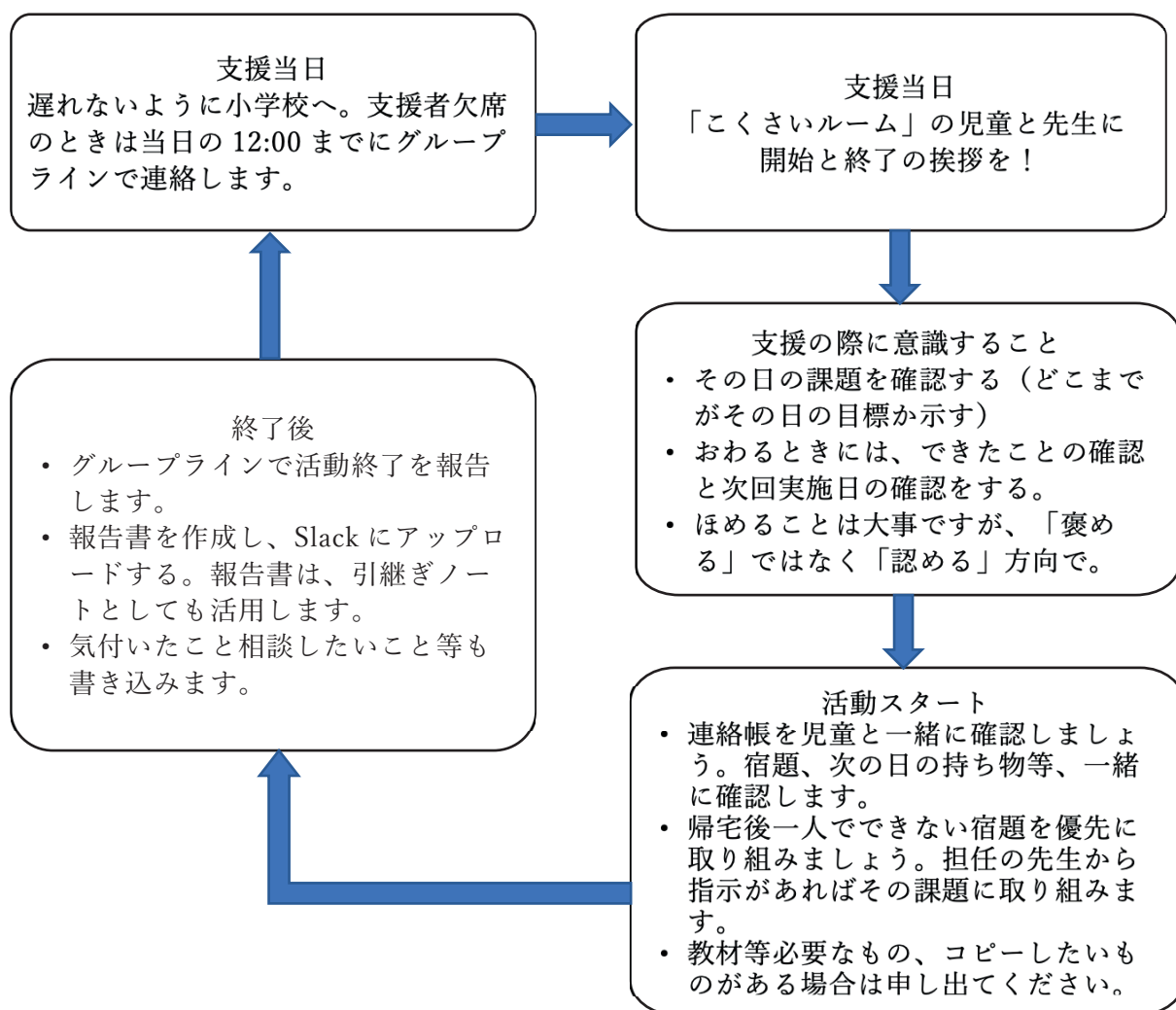
報告書は、支援中に行った学習の流れと児童の発言や様子、その日できたこと、課題として気づいたことを記録するフォーマットにしている。報告書の記録があることにより、チームで課題発見、課題解決に取り組むことにつながると同時に、小学校側に児童の状況、つまずき、言語の壁で起きる問題などを報告することもできるからだ。報告書にはこのような役割もあるため、指導補助学生には、児童の困りごとを代弁するものとしての報告書の位置づけを説明する。

また、児童に関して、支援者としての自分自身に関して、気になることや困ったことがあればすぐに報告し、派遣担当教員である筆者と共有するよう促している。必要に応じて、小学校側に相談したり、派遣担当教員と学生あるいは、チーム全体で話し合ったりする体制があることは、指導補助学生が安心して活動するためにも重要なことである。

なお、支援のルーティーンとして学生に指示しているものは図（次頁）のとおりである。

8. 実践活動の広がり・成果と課題

ここからは連携協定に基づく実践活動の広がり、成果と今後の課題について述べてたい。



8.1. 実践活動の広がり・成果

まず、活動の広がりについて報告する。「こくさいルーム」では、宿題を中心とした日本語での学習支援が中心になっている。児童の今後の学習、進学のことを考えれば、それが重要であることは疑いようもない。しかし、一方で、学習を離れたところでの、日本語のインプット（日々の生活の中で多種多様なジャンルの言葉と知識が自然に耳や目に入って貯まっていく「ことばの貯金」）が日本語母語児童に比べて少ないことや、児童の母語や母文化の成長を促し、それを保障し、自分の豊かさとして感じてもらうための取り組みが圧倒的に不足していることが大きな課題だった。

そこで、2022年の夏休み期間中に芦屋市立図書館との共催で、指導補助学生とゼミ生および卒業生、そして留学生とともに、「大学生のおねえさんと図書館探検」というイベント企画し、開催した。企画の目的は、公共の場としての図書館と日本語指導が必要な児童との接点を作ること、児童生徒が多言語（日本語も含む）で本に親しみ「ことばの貯金」を増やすこと、夏休みの課題をサポートすることの3点として、

バックヤードツアー、多言語と日本語との交互読みによる本の読み聞かせ、図書館で本を探すタスクなどを実施した。この活動は 2023 年度にはさらに発展させ、芦屋市立図書館と日本語日本文化学科の共催で特別企画を開催する予定である。

さらに 2022 年 12 月には、「こくさいルーム」で指導補助学生が、留学生の協力のもと「日本語」「中国語」の交互読みによる本の読み聞かせイベントを開催した。この取り組みは児童にも、普段、自分から話すことがなかった児童が身を乗り出して「中国語」を聞き、「中国語」で話すのを目にした「こくさいルーム」の教員にも非常に好評であった。

8.2. 今後の課題

通常の日本語学習支援活動およびその活動の広がりとしてのさまざまな実践を今後も継続していくためには、いくつかの課題が残る。まず、継続的に地域の日本語支援を実施するための、メンバーの確保・育成と、より一層のエンパワーメントが重要である。さらに、学生が活動の幅を広げられるように、地域の学校や図書館との連携をさらに密にすることも必要だ。そして、地域社会へのアウトリーチとして、今後はもっと学生主導で活動が広がり発展していくことを目指したい。そのためには、大学の日本語教育関連科目の中で学ぶ知識・技能と、この実践活動との関連性を意識化したり、学生が活動モデルにできる講師による講演会・ワークショップを開催したりするなど、学生の大学での学びに対する支援の充実が必要だろう。

正式に連携協定を結んで以降、1 年半にわたり支援活動に携わってきた第一期の指導補助学生 7 名には、芦屋市教育委員会より 2023 年 2 月に「修了証」が授与される。その後を引き継ぐ後進の育成が喫緊の課題である。



「こくさいルーム」での支援のようす



二言語交互読みによる本の読み聞かせ